

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 700 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 700 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 5 年 12 月 21 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 5 年 12 月 21 日（木） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 鈴木 広子

委 員 1 番 久野 恵子

2 番 深谷 英一

3 番 鈴置 省悟

4 番 浅田 昭茂

5 番 服部 啓子

6 番 大威 千里

7 番 竹内 修造

8 番 加古 俊治

9 番 本田 貴士

10 番 小島 春男

（農地利用最適化推進委員）

14 番 稲葉きみ子

15 番 大嶋 英二

16 番 神谷 登

17 番 鈴木千代子

18 番 竹内 敬三

19 番 富田 勇治

・欠席委員

（農業委員）

11 番 成田 正彦

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 700 回）

令和 5 年 12 月 21 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
4	報告 3	使用貸借契約の解約通知について	
5	報告 4	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の取消願書について	
6	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
7	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
8	議案 3	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
9	議案 4	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）	
10	議案 5	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

 花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 700 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名中 12 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。なお、11 番、成田正彦委員から欠席のご連絡をいただいております。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』から、日程第 5、報告第 4 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の取消願書について』までを上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内で権利の設定・移転を伴う農地転用で、議案書 1 頁から 5 頁までの 12 件です。畑が 30 筆、田が 17 筆で、転用面積は合計で 13,365.73 m²の届出がありました。転用目的は、駐車場が 4 件、店舗、住宅、宅地がそれぞれ 2 件、倉庫・駐車場・資材置場、コンテナ置場がそれぞれ 1 件です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 6 頁から 7 頁までの 7 件です。畑が 11 筆、田が 6 筆で、合計で 11,343.80 m²の届出がありました。

続いて、報告第 3 号『使用貸借契約の解除通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 8 頁の 1 件です。田が 2 筆で、1,948 m²の届出がありました。

最後に、報告第 4 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の取消願書について』をご説明します。議案書 9 頁の 1 件で、畑が 2 筆、950 m²の取消願です。当該案件につきましては、令和 5 年 11 月 20 日の総会におきまして、報告第 2 号の案件 7 番において報告した案件ですが、届出人において、譲受人の変更があったため、取消願書が提出されたものです。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 4 号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。
次に、日程第6、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。

農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書10頁から11頁までの大府市農業委員会の許可案件3件です。畑が4筆、田が1筆で、合計で4,718㎡の申請がありました。

申請事由として、1番の案件は、規模拡大のために取得するものです。次に2番の案件は、現在の営農地に近く、農作業に都合がよいことから規模拡大を図るために取得するものです。次に、3番の案件は、2番の案件と同様に、現在の営農地に近く、農作業に都合がよいことから規模拡大を図るために取得するものです。議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋英二 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、大威千里委員どうぞ。

(大威千里 委員)

2番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 委員)

そのほかに、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

3 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第 1 号を採決します。
本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定します。

次に、日程第 7、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』の 5 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 12 頁から 13 頁までの愛知県知事の許可案件の 5 件です。内訳は、畑が 2 筆、田が 4 筆で、転用面積は合計で 3,336 m²の申請です。

始めに、1 番の案件は、駐車場と資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるものに該当しますので、第 2 種農地と判断することができます。

次に、2 番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1 番の案件と同様に、第 2 種農地と判断することができます。なお、この案件につきましては、今年 9 月の農業委員会総会において、農振農用地区域除外案件としてご審議いただいた案件でございます。

次に、3 番の案件は、駐車場と資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供する 10ha 以上の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので、第 1 種農地と判断することができます。なお、この案件につきましては、今年 9 月の農業委員会総会において、農振農用地区域除外案件としてご審議いただいた案件でございます。

次に、4 番の案件は、駐車場及び資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1 番の案件と同様の農地で、第 2 種農地と判断することができます。

最後に、5 番の案件は、住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、3 番の案件と同様の農地で、第 1 種農地と判断することができます。なお、この案件は、今年 9 月の総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

以上の案件につきましては、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区の委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について、稲葉きみ子委員どうぞ。

(稲葉きみ子 委員)

1 番の申請地は、砂利敷きをします。雨水は、砂利敷きで自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2 番の案件について、小島春男委員どうぞ。

(小島春男 委員)

2 番の申請地は、整地のみです。雨水は、最終柵を経由して道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3 番と 4 番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

まず、3 番の申請地は、盛土をしますが、隣接農地との境界には擁壁をします。雨水は、西側道路の既設側溝へ排水するため。隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

次に、4 番の申請地は、整地のみです。雨水は、北側の既設水路へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5 番の案件について、浅田昭茂委員どうぞ。

(浅田昭茂 委員)

5 番の申請地は、整地のみです。雨水は、敷地内で集水後、道路側溝へ排

水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は『なし』とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第8、議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』の66件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書14頁から27頁までの66件で、借り手は、市内の方が17名、市外の方が13名で、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号について採決します。

原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9、議案第4号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』の149件を上程します。このうち設定番号6738番から6740番までと、6745番から6752番までは本田貴士委員が、設定番号6838番は小島春男委員が、設定番号6741番から6743番までと、設定番号6753番から6756番までは、私、久野一弘が、議事参与の制限に当たる議案となります。始めに、議事参与の制限に該当しない130件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して、利用権を設定するものです。

議案書の28頁から65頁までで、設定番号は6744番と、6757番から6837番までと、6839番から6886番までの130件です。内訳は、田が156筆、畑が22筆で、合計で170,105.57㎡の申請です。市内の方が10名、市外の方が1名です。いずれの借り手も令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち議事参与の制限に該当しない130件について採決します。

原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち議事参与の制限に該当しない130件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第4号のうち設定番号6738番から6740番までと、設定番号6745番から6752番までは、本田貴士委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、本田貴士委員は退室をお願いします。

(本田貴士委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号のうち本田貴士委員の議事参与案件である設定番号6738番から6740番までと、設定番号6745番から6752番までの11件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議事参与の案件である設定番号6738番から6740番までと、設定番号6745番から6752番までは、議案書28頁と、30頁から31頁までの11件です。田が16筆で、合計で15,895㎡の申請です。いずれも借り手の本田貴士委員へ利用権を設定するもので、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち設定番号6738番から6740番までと、設定番号6745番から6752番までの11件を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち設定番号6738番から6740番までと、設定番号6745番から6752番までの11件は、原案のとおり決定します。

本田貴士委員は入室してください。

(本田貴士委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、議案第4号のうち設定番号6838番は小島春男委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、小島春男委員は退室をお願いします。

(小島春男委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号のうち小島春男委員の議事参与案件である設定番号6838番の1件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議事参与案件である設定番号6838番は、議案書53頁の1件です。田が1筆で、653㎡の申請です。借り手は、小島春男委員へ利用権を設定するもので、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち設定番号6838番の1件を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち設定番号6838番の1件は、原案のとおり決定します。

小島春男委員は、入室してください。

(小島春男委員 入室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号のうち設定番号6741番から6743番までと、設定番号6753から6756番までの7件は、私、久野一弘が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、退室します。

大府市農業委員会会議規則第5条第2項により、鈴木広子副会長に議長をお願いします。

(久野一弘委員 退室 / 議長交代)

(鈴木広子 議長)

それでは、議案第4号のうち久野一弘委員の議事参与案件である設定番号6741番から6743番までと、設置番号6753番から6756番までの7件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議事参与案件である設定番号6741番から6743番までと、設定番号6753番から6756番までは、議案書29頁と32頁の7件です。田が9筆で、合計で9,267㎡の申請です。いずれも借り手の久野一弘委員へ利用権を設定するもので、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(鈴木広子 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(鈴木広子 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち設定番号6741番から6743番までと、設定番号6753番から6756番までの7件を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

(鈴木広子 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち設定番号6741番から6743番までと、設定番号6753番から6756番までの7件は、原案のとおり決定します。

久野一弘委員は、入室してください。

(久野一弘委員 入室)

(鈴木広子 議長)

これで、久野会長の議事参与案件が終了しましたので、議長を久野会長にお返しします。

(議長交代)

(久野一弘 議長)

次に、日程第10、議案第5号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』の7件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』についてご説明します。議案書66頁から67頁までの7件で、合計面積は8,196.50㎡の申請がされており、農業委員会に意見を求められています。内容につきましては、協議会にて説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に代えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、久野恵子委員どうぞ。

(久野恵子 委員)

1番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

2番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、鈴木千代子委員どうぞ。

(鈴木千代子 委員)

3番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、久野恵子委員どうぞ。

(久野恵子 委員)

4番の申出地の農振除外後の農地区分は、第3種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、鈴木広子委員どうぞ。

(鈴木広子 委員)

5番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6番の案件について、大威千里委員どうぞ。

(大威千里 委員)

6番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、7番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

7番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号を採決します。本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定します。

これで、全案件の審議が終了しました、
以上を持ちまして、第700回総会を閉会します。